

新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 齊藤 鉄夫  
厚生労働部会  
部会長 高木美智代  
医療制度委員会  
委員長 秋野 公造

## 医療機関への更なる支援に向けた緊急提言

新型コロナウイルス感染症への対応は、新たな局面に入っている。この冬には季節性インフルエンザが流行することも見据え、多数の発熱者が医療機関を受診することが想定される。新型インフルエンザ感染症と新型コロナウイルス感染症の鑑別することは決して容易ではなく、多数の発熱患者を円滑に検査・診療できる体制を地域で構築することは急務である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、医療機関を受診する患者数が大幅に減少している。このような状況下において、医療機関においては固定費だけでなく感染防止のコスト増と相まって、その経営は悪化しており、医療従事者に対する心身の負担とともに地域の医療体制は極めて深刻な状況である。

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、新型コロナウイルス感染症の診療だけでなく、救急・がん及び生活習慣病をはじめ一般医療も国民が安心して受けることができるように国は取り組まなければならない。

公明党は、これまで新型コロナウイルス感染症に係る医療について具体的な提案を行い、第1次、第2次補正予算その他の施策に反映させてきたところであるが、その後も関係者と長期化の影響等により支援が不足する部分、また医療提供体制の更なる強化に向けた意見交換を積極的に行ってきた。医療提供には応召義務がかかるなど、他業種とは異なり、目の前の患者の命を守るために診療体制の継続が欠かせない。行き過ぎた効率化の追求は我が国が誇る医療を破綻に追い込みかねない。

政府においては、8月28日に公表した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を踏まえ、その具体化を図るとともに、医療機関への更なる支援を行うよう、以下のとおり緊急提言を行う。

## 1. インフルエンザ流行期を見据えた万全の備え

- 地域において多数の発熱患者に対応できる医療体制を構築するためには、現状の新型コロナウイルス感染症だけを想定した体制を抜本的に見直す必要がある。さらにワクチン接種も視野に入れて、地域の身近な医療機関に発熱患者の検査・診療を協力頂くことが想定され、感染予防に配慮しつつ発熱外来を担っていただく医療機関に必要な財政上の支援を行うこと。
- 発熱者に対する検査のあり方を早急に取り纏めること。また新型コロナウイルス感染症については、現状よりもさらに質の高い抗原検査を追求すること。

## 2. 地域の医療体制を守るための医療体制の維持・確保

- ① with コロナ時代を見据え、新型コロナウイルス感染者の受け入れに万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の診療を行う医療機関を対象に、コロナ対応加算(仮称)を創設すること。
- ② 高度な医療を提供する大学病院をはじめ、これまで新型コロナウイルス感染患者を受け入れてきた医療機関に対する病床確保料を更に引き上げること。なかでも重症患者を受け入れてきた医療機関が都道府県の重点医療機関の指定を受けることができるよう配慮すること。
- ③ その際には病床ごとに評価を行うだけでなく、例えば ECMO を用いる重症者に対する評価をさらに大幅に引き上げるなどメリハリを付けるとともに、コロナ禍で行う緊急手術に対する評価を引き上げること。
- ④ 新型コロナウイルス診療が一般医療を押し潰している場合がある。新型コロナウイルス感染症患者を診療するために一時的に外来および病棟を閉鎖せざるを得なかったところに財政上の支援を行うこと。
- ⑤ 国立大学病院については、都道府県からの要請を受けて PCR 検査を担っているところもあり、負担が過重になっている。さらに平時の財政投融资による借入金の返済により、高度医療のための設備投資が見合されたり、そもそも診療が圧迫されることが無いよう、借入金の元金を減額するか、あるいは延滞金を無くして返済期間を延長する特別の仕組みを検討すること。また、公立大学病院、私立大学病院及び自治体病院に財政上の支援も検討すること。
- ⑥ クруз船対応や検疫対応等、職員の派遣が求められる国立病院機構及び地域医療再生機構に所属する医療機関に対する財政上の支援を検討すること。
- ⑦ 医療機関が、中等症及び重症化した患者の診療に専念できるよう、高齢者及び基

礎疾患がある者以外の軽症者等が宿泊療養する施設の確保に万全を尽くすこと。

- ⑧ 新型コロナウイルス患者等に対応する救急・周産期・小児医療機関における感染防止措置等の財政支援を拡充すること。
- ⑨ 感染防止に取り組みながら地域で求められる医療提供を継続している医療機関等に対して、感染防止措置等の財政支援を拡充すること。
- ⑩ 緊急包括交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症の診療にあたる医療従事者が安心して休息できる環境の整備を推進すること。感染者が自宅療養する場合に、家族を宿泊させるなど柔軟な感染予防策を採ること。濃厚接触者等の生活支援体制を整備すること。

### 3. 国民の不安を解消するための受診促進策

- 健診・受診が不要不急でないことと、それらの遅れが重症化につながらないよう、政府として国民に必要な医療機関への受診を控えないよう呼びかけるとともに、自治体に対して、健診や予防接種の促進の広報を積極的に行うことを要請すること。

### 4. 医療病床確保料等の早期執行と追加交付

- 「緊急包括支援交付金」をできる限り早期に執行し、病床確保料等の支援を着実に医療機関に届けること。また、9月分までが確保されている病床確保料等について、長期化することも見据えて、10月以降分の予算を確保し、早急に都道府県に追加交付を行うことにより、都道府県及び医療機関が安心して病床確保等に取り組めるようにすること。

### 5. 地域医療を継続するための医療機関の資金繰り支援等

- ① 福祉医療機構の実施している無担保・無利子の新型コロナウイルス対応支援資金について、貸付限度額の大幅な引き上げなどを行うとともに、必要な貸付原資の増額等を行うこと
- ② 減収の影響が大きい医療機関に対しては、劣後ローンも適応させて、融資を拡充すること。

## 6. その他

- ① PCR 検査(行政検査)拡大のための地方財源を確保すること。
- ② 感染症専門医の育成する環境を整備すること。
- ③ 医療機関以外でも、地域で医療体制を支える方々に対して必要な支援を行うこと。薬局や多職種の事業所、とりわけ鍼灸マッサージ師や柔道整復師については、保険診療を提供しているにもかかわらず、慰労金やマスク、フェイスシールド、消毒液といった物資支援、感染防止対策の支援が届いていないため、支援の枠組みを拡大すること。